

第六十一回国会 通信 委員会 議 録 第十八号

昭和四十四年五月七日(水曜日)

午後二時十六分開議

出席委員

委員長 井原 岸高君

理事 加藤常太郎君 理事 加藤 六月君

理事 龜岡 高夫君 理事 志賀健次郎君

理事 中井徳次郎君 理事 森本 靖君

理事 小澤 貞孝君

高橋清一郎君 古内 広雄君

早稲田柳石門君 金丸 徳重君

武部 文君 山花 秀雄君

中野 明君 田代 文久君

出席国務大臣 郵政大臣 河本 敏夫君

出席政府委員 郵政政務次官 木村 睦男君

郵政大臣官房長 溝呂木 繁君

郵政省簡易保険 局長 竹下 一記君

四月二十五日

委員高橋清一郎君及び水野清君辞任につき、その補欠として吉川久衛君及び赤澤正道君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員赤澤正道君及び吉川久衛君辞任につき、その補欠として水野清君及び高橋清一郎君が議長の指名で委員に選任された。

五月六日

委員古内広雄君及び安宅常彦君辞任につき、その補欠として野呂恭一君及び田原春次君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員野呂恭一君及び田原春次君辞任につき、その補欠として古内広雄君及び安宅常彦君が議長の指名で委員に選任された。

同月七日

委員水野清君、安宅常彦君及び八百板正君辞任につき、その補欠として大野市郎君、平等文成君及び金丸徳重君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大野市郎君、金丸徳重君及び平等文成君辞任につき、その補欠として水野清君、八百板正君及び安宅常彦君が議長の指名で委員に選任された。

五月七日

郵便局舎等整備促進法案(森本靖君外十四名提出、衆法第三九号)

有線放送業務の運用の規正に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇六号)

四月二十五日

簡易郵便局の受託範囲拡大等に関する請願外十三件(坪川信三君紹介)(第五三五四号)

同(菅太郎君紹介)(第五四七九号)

同外八件(木部佳昭君紹介)(第五四八〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

○井原委員長

これより会議を開きます。簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。金丸徳重君。

○金丸(徳)委員 今回の改正案は、簡保事業の五十年余の歴史の中でおよそ画期的なものと思われるのであります。申し上げるまでもありません。

が、五十余年間、生命保険一筋に終始して、その間いろいろ社会情勢の變革に伴つての苦難はありましたが、わが国生命保険事業の先駆的役割りを果たしながら、また、現在におきましては補完的使命を果たしつつあったのであります。それが、あらためて生命保険以外の傷害保険、身体を対象とする保険事業に手を出すことになった。事業の範囲を拡張したとしても申しさすように、そういうことに相なるのが今回の改正案だと思つてあります。

そこで私は、簡易生命保険事業がこうした新しい路線を切り開いていかなければならなかった事情、あるいは、いくほうがいいと決意された事情というものを今後において十分残しておく必要があるのではないかと、こう思います。法案の提案の理由を読んでもみますと、社会経済事情の推移及び保険需要の動向にみまると、こうあるものであります。これはことばを詰めていけばこういうことにもなるのであります。ところが、この画期的事業に取りかかるといふことは、もう少しかみ砕いて後世に残しておく必要があるのではないかと思つてあります。といひますのは、これを機会にして簡保事業はさらにその活動分野を多方面に、あるいは多角的に広げていくべき機会にもなるかと思われまします。現に、世間にはそうした期待を持っておる者もあるものですから、そういう意味におきまして、もう少しこの提案理由の説明というものを砕いて具体的に示しを願つておく必要があるのではないかと思ひますのでお願いをいたします。

○竹下政府委員

お答え申し上げます。このたびの傷害保険の開始につきましては、ただいま御指摘がございましたように、まさしく簡易保険五十年の歴史の方向をだいたい変えることになろうかと思ひます。したがひまして、私どもといたしましては、この仕事の運営につきましては

從來ふなれてありました。ふなれと申しますよりも、むしろやつていなかった新しい分野に手がけるわけでございますから、十分慎重を期しまして運営に誤りがないように気をつけてまいりたいと思ひます。

提案理由につきましては、非常に簡単に書いてございますけれども、言わんとするところは、簡易保険は、御承知のように国営保険でございます。国営であり、かつ、利益を目的としない大衆のための社会福祉的な色彩の非常に強い国営事業でございます。したがひまして、簡易保険の立場といたしましては、国民大衆の福祉、利益ということとを絶えず念頭に置いてやつてまいらなければならぬと思ひます。し、御承知のように、最近の保険につきましては、これを取り巻きますところのいろいろな経済事情、社会事情等は非常に変わつてきておりまして、新しい保険事業というものが出ております。また、従来の保険事業に対してさらに高度の保険を求めるといふ、そういうニードが質的に量的にも伸びてきておるといふ實際を直接に私どもは把握いたしまして、国民のニードにこたえていかなくちゃならないということとを平素から感じておる次第でございます。

したがひまして、このたびは傷害保険というものに着手いたしましたけれども、これに類するものはほかにあるかと思ひますので、生命保険のワクから出ることになるかと思ひますけれども、そういう場合には、国民のニードというものものが簡易保険が出ることを求めてくる場合には、これを受けて立つていくという心づもりでいるわけでございます。

○金丸(徳)委員

私は、この新しい仕事に着手する理由というものは、保険需要の動向にかんがみること七、八字の中に含蓄深く含まれておるのであります。が、保険需要の動向は、簡易保険に向かつて、世間は、この簡易保険従事者のきわめて

長い間の苦難の中からの経験なり体験なり伝統なりを生かして、生命保険以外の保険をも経営してもらって国民一般の要求にこたえてもらいたいというところが強くあったのではないかと思います。

第一の理由は、この国民的願望にこたえるというところであつたろうと思います。もう一つの理由というのは、簡保の仕事が民保あるいはその他の団体保険などの侵食といひますか、圧力といひますか、そういう方面からの非常な手の伸びによってだんだん分野が狭められてきた、したがって、保険の外野人というものが、勸奨の場合におきまして維持継続のための勧奨などにおきましても非常に苦勞を重ねておる、そこで、その苦勞を軽減する意味におきましても、先ほど申しました社会の需要にこたえるとともに、その苦勞を軽減するといふ従業員の内輪からの要望もあると見るのであります。これがここに掲げたところの保険需要の動向がそうさせておるのだと、こう理解いたしました、それならばこそ私は、この点を強く理由としてうたつておいても構はないと世間の期待にこたえるわけにはまいらぬことになろう、こう思っているからであります。世間は、簡易保険事業に対して、なるほど傷害保険をも早くやってくれという要求もいたしております。しかし、私どもの耳に入るのは、傷害保険ばかりではなくて、子供たちを持つてゐる者たちは、学資保険を郵便局でやってくれたならばさぞかし簡易であり、効果的であろうなどとも言っております。また、ある人たちは、もう手軽に、低額でいいから火災の場合のごく手軽な保険といふものを郵便局でやってくれたならばどんなに便利であるうかなどとも要求しております。そういうような要求をされるだけの實力を備えてきたと私は見るのであります。そういうお考えはなかったのであります。

○竹下政府委員 簡易保険を日常発売しております外野の職員の間から見まして、五十年來の簡易生命保険のみを売るということについて、昨今い

ろいろと問題が出てきておるのではなからうかというふうなお話でございましたが、そのとおりでございます。

実は、簡易保険の商品魅力といふものが、ほかの民間保険の保険種類であるとか、あるいは、いなかのほうであります。農協が販売しております生命共済等に比べますと、確かに商品の中身が若干魅力を失いつつあつたといふことは事実でございます。私どもが今度開始しようとしております傷害特約は、すでに民間保険のほうには、会社によって違ひますけれども、四年ないし五年前から開始しておつた、簡易保険は実はバスに乗りおくれおつたといふことが事実でございます。そういう面から申しまして、日常の募集の面で外野マンがそのことは体験としてよくわかります。そういう面からの要望も出てきたといふことは事実でございます。

また、こういう新種保険をやる實力があるかどうかといふことでございますが、一挙に一度にやれとおっしゃいます。これはできないのでございますけれども、順を追ひまして一つずつやっていくという方式をとりますならば十分やっていくだけの自信と覚悟を持っております。

○金丸(徳)委員 他の同様な生命保険に比較して簡保がこれまで魅力を欠いてくる、そこで、ほかの民保もしくは農協保険がやってきたところの、そしてその成績をあげつつあるところの傷害保険をも加えて魅力を持たせてやるといふことが当面の手段だといふことのように受け取れるのであります。私は、それは現段階ではさうであるかもしれないけれども、もし簡保にして理想をここで掲げるとするならば、簡保は五十年の歴史の中で新しい分野を切り開くときが来たのだ、そして、その第一階梯として傷害保険に手をつけたのだ、やがて学資保険なり火災保険なり損害保険なり、その他病災保険とでもいいますか、そういうものが今後できるのかどうかは別といたしまして、だんだん科学が進歩し、その他の条件が整つてくれば、そういう面へも手をつけてもよろ

しい時代が来るであろう、そういう場合には、もちろん簡保は五十年の歴史を生かして、ほかの事業に先立ってそういう仕事を経営し、国民の要望にこたえるであろう、そういうことでなければ、この場合残念に思うものであります。お答えの中にはそのように受け取れるものがありませんから、一応そういう方向で進むべきであるといふ要請をいたすにとどめて、次の質問に移らせていただきます。

そこで、そういうふうな實力をも備え実體をも備えてきたと簡保はいわれるのであります。私もそう見たいし、またそうであると思ひますが、ただ一つ心配なのは、お配りいただいたところの参考資料の第一表を見ますと、人口千人当たりの普及率といふものは最近むしろ低下しておるのです。なるほど保険金額は累加いたしております。保険料額もほつておるでありますが、しかし、したがって、あと出てくるお金の資金も積み立て金もどんのぼつておるのであります。が、残念ながら国民の人口当たりの普及率といふものはここ五、六年間低下の傾向が強く見えるのであります。こういうことについては、当局はどのようにお考えになっておりますか。

○竹下政府委員 御指摘がございましたように、人口に対する普及率といふものは実は横ばいでございます。一方、保険金もしくは保険料のほうは確実に伸びております。毎年二十数%伸びておるのでございます。件数のほうは昨今、年間大体三百六十万件を前後しておる、ことしあたりは、前年に対してわずかに三%、うましくいへば五%ぐらい伸びるかと思ひますけれども、件数の伸びといふものは思ひにくいといふことでございまして、この点は簡易保険のいわば今日の課題でございます。国営保険としてあるためにはもっとこの普及率といふものをいまいより高めなくてははいけないという点を痛感しております。その方向で日常郵政局に對し、そして現業局に對し、そしてそのことをよく言つており、その方向で

指導いたしておるわけでございます。

○金丸(徳)委員 そういう指導にもかかわらず、なかなか理想の域には達しない。私ども、はたから見ておりましたも心配にたえないのであります。そういう管理当局がいろいろと苦心經營されておるのにもかかわらず、現場第一線のほうにおいて思うような成績があらわれてこないのは、何か基本的な理由があるのではないかと心配しなければならぬのであります。たとえば、民間保険に比べて保険料が高いとか、あるいはその他の福祉制度において落ちる場所があるとか、あるいはそういう実体的な欠陥は何らないけれども、宣伝力が足りないとか宣伝費が不足しておるとか、何かそういうようなことがあるのではないかと心配されるのであります。この点はいかがでありますか。

○竹下政府委員 この件数の伸びがないというところの理由でございますが、簡易保険は、もう歴史も古しいし、国といふものを背後に持つておりますから信用は絶大でございます。それでもってあるという面も確かにございます。それからまた、民間保険で受け付けられない年齢層、と申しますと、ゼロ歳から六歳まで、それから五十五歳より上の年齢層——会社によりましては五十五歳で無審査を受け付けられないところがございますが、そういう年齢層は簡易保険の場合には六十五歳まで受け付けるといふことでございます。それから、そういう非常に低年齢あるいは高年齢の方々は簡易保険は受け付けるといふ面で非常な特色がございます。そういう面でも契約は取れるという面が確かにあるのでございます。そういうことは一体どういふところに原因があるかといふことはなかなかむずかしいのでございます。最近では国民の方々が保険についてもなかなか事情が明るくなってこられたという面もありまして、保険料の比較をされる、それからまた配当金の比較をされる、そういういわば勘定高くなった面もございまして、その面の比較を厳密になされまると、若干簡保に分が悪い面がござい

ます。もともと、民間にない特色は、さつき申しました年齢制限のことでありますとか、職業制限をしないとか、あるいはまた災害、事故でもって死亡した場合に倍額保障をするとか、福祉施設をかなり豊富に持っておりまして、そのほうの利用ができるとか、契約者貸し付けが有利であるとか、いろいろございまして、プラスの面、マイナスの面、いろいろございまして、こうざり申し上げますと、いま申し上げましたような保険料あるいは配当、こういうお金の比較をされました場合に若干分が悪い面が出てくるかと思ひます。

○金丸(徳)委員 低年齢者も加入勧誘ができる、高年齢層にも及ぼし得るというような好条件を持つておるわけですから、通常の場合であれば、民間保険よりも農協保険よりも伸びていかなければならぬのにかかわらず、これらに比較してあまり伸びないのじやないか、こういう心配をいたしたのです。そのとおりだというお答えであります。ただ一つ、やっぱり料金について心配の点がある、こういうことであります。

○金丸(徳)委員 簡保の事業費はどれくらいになっておりますか、民保の事業費と比較してどういうことになっておりますか、それからお示しを願ひたい。

○金丸(徳)委員 簡保の事業費は、比率は大体二〇%弱ということになっております。片一方、付加率も大体その程度でございまして、付加保険料のワケ内において事業費をまかなつておる、これは、以前はものすごく事業費率が高かつたこともあるのでございまして、最近では付加率の中で、つまり付加損を来たさないで経営できるような状態になっておるわけでございます。片一方、民間保険でございまして、これは有審査をやっておりますし、また、民間保険の場合には非常に長期な保険を取ること、重点を置いております関係で付加率は大体三〇%、つ

まり全保険料収入の三〇%というものが平均付加率になっております。そのワケ内でもやるものから事業費率も三〇%くらいになっております。ですから、この二つを比較しました場合、簡易保険のほうは非常に事業費を切り詰めて効率的な経営をやつておるというふうな数字的には見えますけれども、先ほど申しましたように、簡易保険と民間保険との仕事の身内といひますか、取つております契約の性質の違いといひますか、取つておる付加率そのものが違つておるということからいひまして、付加率そのものが違つておるということからはちよつとでかかぬわけでございます。私どもは、事業費率を、いまや、非常なむだづかいといひますか、経営費といふもののむだはない、非常に合理的な使い方をいたしておるということについては十分自信がございまして。

○金丸(徳)委員 私は時間を節約する意味におきましてなるべく端的にお伺ひしますから、お答えのほうも端的にお答えを願ひすればけっこうです。いまのお答えによりまして、簡保は二〇%、民保は大体において三〇%、したがって民保のほうが、それだけを素朴に比較いたしますと、よけいな金を使つておるということであり、それだけを見てみますと、料金は簡保のほうが安くてもいいことになると思ふのであります。それはいろいろと事情、条件が入つてきますからそう簡単に言へませんが、ざつといくと、簡保は何も料金を高くしなかつたのでよかりそうだという簡単な結論が出てきそうであります。

○金丸(徳)委員 簡保と民保との失効解約の比率はどういうことになっておりますか。せつかく保険を取つておるものほとんどなくなつておるということであると、いかにむだづかいをしなくともそのほうからむだが出てくると思ふのであります。その点ははどういうふうな率になっておりますか。

○金丸(徳)委員 簡保と民保との失効解約の比率は、失効解約の率は簡易保険が非常に少ないのでございまして、四十二年の実績を見ましても、簡易保険の場合の失効解約率二・六

一%に對しまして、民間保険のほうはざつと一四%でございまして、六倍くらい高い率になっております。

○金丸(徳)委員 そのような失効解約の高い率にもかかわらず、なお民間保険のほうに料金が安くなつておる。そこで、簡保に魅力が欠く原因があるといふことはどこから出てくることになりましょうか。これはひとつ解明しておいていただきたい。

○金丸(徳)委員 簡易保険、民間保険、ともに大体似たような種類の保険を発売しておりますが、発売価格、つまり表定保険料は大体同じでございます。ところが、この配当という段階で違ひが出てまいるわけでありまして、民間のほうは御承知のように毎年配当をする、簡易保険は最終配当であるといふ違ひがございまして、やはり積み立て金の運用という面でも、私どもは一生懸命に効率的な運用に努力しておるのでございましてけれども、何ぶんにも国家資金というワケでもって低利、そのかわり公共的な面へ振り向けられるといふことで運用利回りが低い、民間に比較いたしますとかなり低い、その差が配当金の差となつてあらわれ、それがひいては正味保険料の差となつてくるものと思われまして。

○金丸(徳)委員 積み立て金運用利率の差が相當響くといふお話なんです、どの程度か、具体的に○竹下政府委員 申し上げたい。

簡易保険は四十二年度の運用利回り実績六分五厘八毛でございまして、それに対して民間保険のほうは七分五厘六毛と、ここ二年ばかりたいへん低いわけでございまして、これは、何か証券界の事情が反映しましてちよつと落ち込んでおりますが、これは復元するといふ見通しが非常に強いのでございまして、そうなりますと八分九厘にございまして、それがもう常態と見てよろしいと思ひます。

○竹下政府委員 簡易保険は、先ほど申しましたように六分五厘八毛ですが、これは実は簡易保険が始まりまして五十年のうちの最高の利回りであります。一生懸命に努力をしたといふところは出ておるわけでございますが、それでも六分五厘八毛といふところでございます。

○金丸(徳)委員 民間がうまいければ八分以上にも回るといふのに対して、簡保はなぜ六分五厘程度でがまんしなければならぬのか、その点、これは契約者団体に対するたいへんな不信行為になりやしないか、といひますのは、申すまでもないのですが、郵政大臣は契約者の利益をはかるために最善の努力をしなければならぬ、予定利率以上の利回りを取つて、そうしてこれを還元するものが郵政大臣の責任だと思ふ。これはもう法律上きめられておることです。にもかかわらず、民間が八分以上にも回るといふのに対して六分五厘でがまんしておるといふのはどこにその原因があるのか、また、これからそれをどう直していこうとなさるのか、それから承りたい。

○竹下政府委員 簡保の運用利回りが低いということは、先ほどちよつと触れたとおりでございますが、積み立て金がかく一部の金額と申しますが、契約者に対する貸し付け金額でございまして、それを除きました残余のものはほとんどが財政投融資のほうへ回されまして公共のために融資されておるわけでございます。このほうは国家資金の活用でございまして長期かつ低利といふわけでございます。利回りを高くするといふことは望むべくもないわけでございます。しかし、このことは簡易保険にとりましてはききうきよしの問題ではございまして、事業が始まりまして以来ずっとこの公共のために融資する、あるいは地方公共団体に還元をするといふことは、簡易保険のいわば創業の精神という形でずっときておるわけでございますので、そういう面は、むしろ簡保の特色でございまして、そういう面は、むしろ簡保の特色でございまして、ただ、その分野が全体の資金の中であまりにも多くそのほうへ回されるものから利回りがそれだけ上がらないという結果になつておると思ひます。したがらしまして、私どもはそういう面の財投に対する協力は十分にやりま

すけれども、一部の資金をもつてもう少し有利なる方面へ融資ができるように運用法の改正をはかるとか短期資金の活用をはかるとか、あるいは、この資金運用部の預託という制度がございまして、その制度をやめて積み立て金といひまして直接の運用をはかるとか、そういった面につきまして改善を要する面がございしますので、そのほうの努力を続けてまいりたいと思ひます。

○金丸(徳)委員 保険の積み立て金のことにつきましては、もっと時間がありますればさらに掘り下げて具体的にその方策の御検討を願ひなければならぬ。気持ちは打たれるのでありますが、私は与えられた時間がありまないので、それはきょうは省略いたしておきます。

ただ、一兆七千億をもこえようとするような膨大な資金でありますから、かりに一分の利差におきましても百七十億くらいになるのじゃないかと思はれる六分五厘の運用利回りが、もし七分五厘なり、まあ民保ほどにはいかになくともだんだん近づいていくならば、いま外野の人たちが非常に苦勞をしておられるところの、民間保険と比較して還付金なり割り戻しなりというものが少ないじゃないかなどと言われて非常に勧誘に苦勞する、勧奨に時間がかかるというふうなことも減ってくるのではないか、こう思われるものですから、私はあえてこの点を強く要望だけいたしておいて、今後における郵政大臣の御努力をお願いするにとどめておきます。

きょうは、実は私はそのことを問題にするのじゃありませんで、新しい時代を迎えた簡保につきまして、これを利して——今日まで現場の人たちが苦勞に苦勞を重ねてもなかなか思うように新しい分野へ進出できない、依然として普及率は低下、という、それは横ばいだという訂正がありましたが、横ばいでもいい、伸びるべき条件を備えておりながら伸び得ない、一方、わが国における生命保険事業というものは、高度成長の影響下において民間保険もその他の団体保険も非常に伸びております。私は、この数字をここでお示しの

上でさらに掘り下げたのでありますが、これは時間を節約する意味におきまして省略いたします。

いろいろの表で見ましても、簡保が横ばいなのに対して民保その他の団体保険は年々ものすごく伸びておる、こういう状況下にあるのであります。私は、第一線で働く人びとにとっては何とも言えぬはげさといひますが、自分たちの苦勞の報いられるところの少ないことを嘆いておると思ひます。そういう意味において、今回の新しい分野に一步を乗り出し、魅力なき簡保に若干でも魅力を加えたという今回の措置に対して賛意を表したい。むしろおそきに失したことを思わざるを得ないのでありますが、同時に、その与えるべき魅力はこれだけではないのではないかと。逆に言うならば、世間が簡保事業に対して、郵政大臣に対して期待するものは、これもその一部ではあるけれども、さらに大きなものを期待しておる、そして、簡保はさらに世間にこたえるべき実力を十分に備えておるといふことを言いたかつたのであります。

最初に申し上げましたように、五十年の歴史の中で、簡保は郵便窓口という全国に普及する一つの機構、それから、さらにそれにも増して同じところに長く、三十年も四十年もつとめながら社会大衆と日に毎日顔なじみになっておる。先ほど国営保険としての信用があるからと言われました。それもあつたかもしれませんが、しかし、それと同時に、いかなる以上にも、毎日変わることもなくたずねていく、あるいは集金に、あるいは保険の勧誘に、貯金の勧誘にというところで庶民大衆に毎日とけ込んでおられるところの従業員があらばこそだと思ひます。そして、いま日本におけるいろいろな業界において、これくらい安定した従業員を持ち、これくらいいなれた従業員を持った仕事というものにはほかにないのじゃないだろうかと思ひます。郵便事業、郵政事業というものはそういうふうな有てられてきた。そういう中において簡保は知らず知らずの間に社会的信用を

身につけておるのです。ですから、ほかの仕事が、ほかの事業が、民保があるいはその他の団体保険がある時期において信用を失墜するような条件があつたといひたしても、簡保に関する限り長い間積み重ねてきた人的信用というものが裏づけとなつて、あらゆる仕事の面において非常な便益をなしておると私は思ひます。そしてその信用を、そうした条件をつかまえて世間は、簡保事業よ、傷害保険もやってくれぬか、こういう要求となつてここ数年來あらわれてきておる、強く要求されてきておることと思ひます。そのことは傷害保険ばかりじゃないと思ひます。あるいは学資保険というふうな面におきましても、さらに火災保険なんかにつきましても私どもはたびたびその要求を受けております。言うところの高額の火災保険というものを要求いたしておるわけじゃありません。最も簡易にして低額でよろしい。そのかわりに、事故が起きたら即日持つていって、十萬なり二十萬なり、三十萬でも五十萬でも——あまり高くなると事故を起こすのでありましようが、そうしたことによつて即時に合うような火災保険——保険の見舞い金でもよろしいと思ひますけれども、そういうものを簡保によつてやつてもらいたいのです。簡保事業以外にはちよつとあり得ないのですから。毎日顔なじみの中においてこそそれができる。長い間無審査で比較的事故が少なくてやつてきたというこの伝統、この経験、この信用、これが私は、火災保険の場合におきましても、その他の保険の場合においても十分利用されるものと思ひます。また、していかなければならぬと思ひます。そういう新しい分野に進むべき時代をいま迎えた。私は画期的時期だ、画期的仕事だ、新しい分野だ、こう先ほど申したのであります。そういうときを迎えた。だから、これを機会にすぐに次の手を打つような勇敢なる態度を持つてもらいたい。そうしなければ、ほんとうの世間の簡保事業に対する期待に沿うゆゑんではないと思ひます。この点、いかがでありますしうか。

私は、大臣の今日までのとうとい御経験の中から御所信を承ることができればありがたいのであります。

○河本国務大臣 建設的な御意見を拝聴いたしまして、感激をいたしております。

この簡保事業が国営保険で社会保障的な性格を持つておる、しかも現在の純資産は二兆円になんたといひまして、さらにその上、毎年三千数百億という純資産の増加を見まして、これが全部あげて財政投融資、社会資本の開発に投入せられておる、非常に重大な意義を持ち、また仕事の内容であるにかかわらず、必ずしも現在満足すべき状態ではない、もっとしっかりとしろ、こういう御意見であつたと思ひますのでございます。

つきましては、今回の改正を機会に、将来はさらに仕事の範囲も広げまして、またチャンスを見まして付保金額なども引き上げたい、同時に、あわせて私は一番申し上げたいことは、単に郵政省だけではなしに、政府全体、特に大蔵省も含めまして、政府全体がこの簡保事業というものの重大性をもっと認識して、他の民営保険と競争できるような条件をつくり出すこと、これは何よりも先決条件ではなからうか、かように考えておる次第でございます。したがって、競争できるような加入条件をつくり上げるように今後一そう努力をしまつてまいりたい、かように存じております。

○金丸(徳)委員 私は時間も参つておるようでありましてからこれで終わりますけれども、簡易保険は、創始当時におきましてはまだわが国の生命保険事業の萌芽時代でありましただけに、むしろ先驅的使命、役割りを果たしつつ保険思想の普及に大いに役立った、そして戦後のあのインフレ時代におきましては、民間保険がほとんど没落寸前の状況にあつた中におきましていち早く再建を遂げた。これは私は、当時八千萬、九千万といわれるくらいの大きな加入者を持つておつた、そのたくさんの方の力によつて再建の実をあげてきた、保険事業の再建的使命を果たしたと思ひます。

〔委員長退席、亀岡委員長代理着席〕

その後、高度成長時代を迎えまして民間保険はぐんぐんと成績をあげてまいった、団体保険も創始されました。そういう時代におきましては、補充的役割りといえますが、穴埋めをしながら保険事業の全体としてかゆいところへの届くような立場においてその役割りを果たしつつ今日に及んできたのであります。しかしながら、そうした先駆的使命におきまして、あるいは再建的役割りにいたしまして、いわんや現段階における補充的役割りを果たすにつきましても、現場第一線の苦勞というものは、そのときそのときにおいてほかの仕事には見えないほどの苦勞があったことを忘れてはならないと思います。そうして、それなればこそ、今度のこの新しい路線に対して現場はもう鶴首してはいえぬ。一日千秋の思いでこの魅力ある保険に対して新しい力をふり注ぐと思つて待つておるような状況であります。したがって私は、これにつきましても、保険当局は相當の覚悟と用意を持ってやりますと、現場の期待をまた水に流してしまふような、がっかりさせるようなことにならないとも限りません。新しい仕事につきましても新しい予算的用意、人的準備をしておきましても、数字をお伺いしようとは思いません。それだけの覚悟を持ちながら次年度に対する用意をいまの間に十分整えておかれることを要望いたしますとともに、私は、今後における簡保の仕事新しい分野へどんどんと伸ばすべく、五十年の非常にとつと伝説と実績を生かすように十全の努力を払ってほしい、こうお願いいたしますして私の質問を終わります。

○亀岡委員長代理 武部文君。

○武部委員 いま金丸委員からいろいろ簡保の歴史について、さらには将来のあり方についてお話をございました。

前回私は、大臣なりあるいは局長に対して、現在の簡易保険事業の実態から、いま簡易保険事業が非常に危険な壁にぶち当たつておるのではないかと、こういうことを申し上げたのでありますが、

特に、四十二年末の生命保険の保有契約高が米國に次いで第二位になっておる、普及度については四十二年末イギリスと肩を並べるまで日本は成長しておる、こういうような、保険が一流國になつた、そういう判断から保険審議会の特別委員会が自由化案に踏み切つた、このことについて簡保は一体これをどういうふうに見るのか、こういう質問に対して局長が、自由化は簡保にとつてもショックだといふようなことをおっしゃつたわけでありましたが、私はそれだけでは問題は解決しない、このように思ふのであります。特に外國の保険会社がこれからいろいろな形でわが國に進出してくるのが予想されるのであります。そういう立場から、特に民間の保険会社はいろいろな新しい保険を次から次へと考へ出して、この外國の保険進出にすでに備えておる、このように私は理解ができると思ひます。現実に、郵政省からいたした簡易保険の持つ占有率を見ますと、戦前の占有率は件数で約七〇％、これが現在は件数で三三％になつておる、ぐんぐん下がつておるのであります。また、金額にしても、戦前は二〇％を占めておる、今では一三％を下がつておる、この事実はこれは否定のできない現実だと思ふのであります。こういうときに民間保険会社は、先ほど申し上げるやうに、きょう私は資料をいただいたのであります。たとえば長寿保険であるとか繁栄の保険、終身ゴールド保険、万全の保険、保障増額保険、倍額年金保険、こういうものが次から次へと実は昨年末から誕生しておるのであります。ところが、今度郵政省が出された新しい保険は障害保険一件だ。前回申し上げましたように、答申の中には非常にたくさんある新しいものを提案いたしておるのであります。こういうことでは、先ほどもお話をございましたが、はたしてこれから先外國の保険に對抗し、さらには、これと對抗するために民間の保険が次から次と新しい方法をとつていく、そのあとからあとからくつていくといふやう

な簡易保険のやり方ではもう先が見えてしまふじゃないだらうか、こういう気持ちを第一線の諸君は常に口にいたしておるのであります。こういう点でまず第一に私がお伺ひしたいのは、この審議会の答申の文章の中にこういう文字がございまして、「簡易保険においても同様であるが、最近の保険の需要動向が貯蓄を重視した保険から、死亡保障を重視した保険に移行していることをも考へ、」こういう字句があります。私は、むしろ簡易保険はこの反対の現象ではないか、いまの郵政省の経営方針の中では料、額とも高いものを取れ、あるいはまた、目標達成以外にはその方針はないといふやうな、いまの現状から見ると、現在の簡保は本来の生命保険ではなくして、短期の貯蓄の目標になつておるやうな現状ではないだらうか、私がこの指摘をしておることと簡保自身がむしろ逆じゃないだらうかといふやうな気持ちを持つておる、郵政省は一体私のいまの考へ方をどうお考へでございませうか。

○竹下政府委員 お答え申し上げます。

従来の簡易保険は、まさしくたいま御指摘がございましたように非常に貯蓄性といふものに重点を置いた保険でございました。保険の一面を持ち、かつ裏のほうは貯蓄である、こういう考へ方ができたわけでございます。これは同時に加入者の國民の側にもそういう気持ちが非常に強かつたと思ひます。ところが、最近の社会情勢、経済情勢の変化によりまして、保険といふものは貯蓄ではない、万一の保険事故に対する保障である、その保障を厚くすべきであるという考へ方が非常に強くなつてまいりました。全部それになつたといふわけではございませんで、やはり國民の一部には、保険は保障であると同時に、なお貯蓄といふ面も必要なんだ、それからインフレに対する保障といふものも必要なんだという貯蓄性を重く見る向きもございませうけれども、保障を求める声が非常に強くなつたといふことは事実でございます。数年前に特別養老という保険を創設いたしまして発売した

のは、そういう事情をくみ取つたからでございます。しかし、なおそれでは不十分でございますので、ただいま御指摘の方向で、貯蓄よりも、むしろ万一の場合の保障に重点を置いた保険、これは定期保険——期間は短く、また保険料を安くするために掛け捨ての保険になるかと思ひますが、そういう定期保険といふものを開発して國民に提供していく必要を感じておる次第でございます。

○武部委員 先ほども話がありましたが、契約件数の伸びが非常に悪い、こういう指摘がございまして。その原因をいまお述べになりましたが、契約件数の伸びが、たとえば昭和四十二年の新契約は対前年比六％ふえておる、にもかかわらず件数はわずかに一％だ、こういう事実を私は承知いたしております。四十二年度の新契約は対前年度比六％増加しておる、しかし件数はわずかに一％の増加だ、こういう事実があります。ひるがえつて民間の個人保険はどうかといへば、その新契約は二六％で、保有契約は二四・五％という数字が出ておるのであります。

それならば、なぜ契約件数がこうして伸びが悪いのか、こういう点で先ほどの質問にお答えになつたのを聞いておりますと、料金問題もあるだらう、あるいは配当などの問題もある、こういうお答えがございました。私は、件数の伸びが著しく悪いといふことの原因はもう一つあるんじゃないか、それはいまの郵政省の奨励の方針を現場で見ると、料金の高いものを取れ、こういう非常に強い要請があるやうです。ですからどうしても料金の高いものを取るという傾向になつておる。それから各郵政局ごとの競争が非常に強い。いわゆる煙突式にグラフでいくわけですが、郵政局ごとの競争で一位だ、二位だといつていつもやっておる。そのことで、管内の普通局ごととか特定局ごととか、ブロック別といふやうな競争意欲に非常にかられて、とにかく料金の高いものを取つて目標を達成すればいいんだといふやうな、そういう点が件数の伸びが悪い原因の大きな要素を占

めておるのじゃないか、私は現場を回ってみてそのように感じました。こういう点は、特に郵政省としてこれから先の奨励方針の中である程度考慮していただかないと、そのことによって不良な募集をしてきたり、インチキなことを言って、とにかく成績さえあげればいんだというようなこと、そのことが失効解約につながったり、簡易保険の信用を失墜したり、そういうことにつながるのではないだろうかというように考えております。

それから、今回の提案の中で百五十万円が二百万円になったわけでありましても、民間との対抗上、こういうことではとても及びもつかない、少なくとも最高限度というものは五百万円ぐらいいまで持っていかなければとても民間とは太刀打ちができないじゃないかというような気持ちを持っておるのではありませんか、今回二百万円にされたその根拠といいますが、いろいろ抵抗があることはよく承知いたしますが、少なくとも五百万円ぐらいいのところまで持っていく、そういう決意が郵政省にあるのか、これをひとつお伺いしたい。

○竹下政府委員 まず限度額の問題についてお答え申し上げますが、私もどなたも申し上げては、できたならば二百五十万程度にしたかったという気持ちにはございます。しかし、しさいに民間の限度額等の中身を見ますと、民間は二百五十万から二百万の間にさまでございます。かつ、加入者のすべてについて二百五十万の契約を取り結んでおるかといえますと、そうではございませんで、年齢差によって非常な制限をしておる、そういう実態でございます。そういう事情も私も考えましたし、また無審査保険でございますから、ただいまの経済情勢、社会情勢のもとにおいては二百万というのはいいところではなからうか、五百万という、無審査保険ですからちよっと経営上問題も出てまいらうかと思ひます。そういうふうな考えております。

とに置かれておるようだが、これは件数をふやすという方向に募集の重点を置くべきではなからうかという御指摘に對しましては、そのとおりでございます。その方向でいろいろ苦慮しておるのでございますけれども、非常に奨励上むずかしい面がございます。先ほど来問題になっておりますように、付加率を高める、経営内容をよくするという意味におきましてたいへんけつこうなことでありま。片一方、件数のほうに重点を置きますと、どうしても高額というのを捨てなければならぬという点がござい。それともう一つは、件数をあまり申しますと、一本で取れるものを二本なり三本なりに分けるということがありますし、過去においてもそういう苦い経験をしたこともござい。その中で、あれこれ考えまして、非常に募集上苦慮をいたしておるところでございますが、何とかいい考えを出しまして、件数増、つまり未開拓分野の開拓ということにもう少し力こぶを入れてまいらなければならぬ、かように考えております。

○武部委員 なお、この機会に私は奨励方針について一二三指摘をしておきたいと思ひますが、現場の諸君にいろいろ聞いてみると、役員保険、PTA保険、海外保険、いろいろな形のものがやられておる。なぜそういうものが飛んで出てくるかと思つていろいろ調べてみると、これは私の家庭で起きたことを一つ御紹介申し上げますが、この間くにへ帰つてみましたら、しょうゆびんが一本しょうゆ会社から配達をされておりました。これは何だろうと思つて聞いてみましたら、これは保険と関係があるのだ。どうして保険の集金としょうゆびんと関係があるのだらうかと思つていろいろ聞いてみますと、集金といひますか、そのしょうゆ会社と特殊な契約を結んで、そうして保険を取つてもらつた、そのためにしょうゆびんを一升ずつ——どういふ関係でしようかね、おまけにつけてくるんです。それで、これはまたおもしろいことを始めたなと思つて見たわけですが、

何のことか、短時間の間でしたからわからないまで帰つたのですが、たとえば、しょうゆびんと保険の加入とどういふ関係があるのだらうかといふことを非常にふしぎに思つて外務員の諸君に聞いてみると、とにかくいろいろな形で成績をあげなければならぬ、あの手この手を考えなければならぬといふので、これも一つの新しいアイデアである、こういうふうなことを言つておりました。そういうふうな次から次といふことを考えて募集をやつておるんです。それだけいろいろ苦勞がある。それはやはり目標があるからにはそれを達成しなければならぬ、私はこの気持ちもよくわかります。

ただ、私がここで指摘したいことは、その追加目標があるということについてなのであります。たとえば、一〇〇%達成しますと、すぐ一二〇%と出してくるのです。これはやはりおかしいと思う。年度初頭に一〇〇%の目標額を与えたならば、それが達成されれば、そのあと、もうそれが達成できたから一二〇%だ、またそれができたらもう一〇%いけといふような、そういうことで、ある管内では一五〇%までいった、うちもひとつは二二〇%までいこうじゃないかといふような、そういう對抗意欲が非常に強い。そのことが第一線の諸君には非常に重労働になつておる、こういう現実があるのです。これは本省の指示かどうかわかりませんが、現実の姿ですから、ひとつよく御調査なさつて、そういうような一たん目標が達成されたならば、次年度についてそれを実績としてまた新しい目標は増加されるわけですから、現場の諸君がそういう過重な苦勞をすることのないような配慮をぜひいただきたい。これをつけ加えておきたいと思ひます。

そこで、これも先ほどの質問とも関係いたしました、簡保と民保との正味の保険料について、先ほど局長の答弁を聞いておりますと、配当金について差がある、こういうことをおっしゃつたわけですね。この配当金については、大体どのくらい差があるとお考えになつておるか、これを

ちよつとお聞かせ願ひたい。

○竹下政府委員 民間につきましては、配当は決算で出ましたところの剰余金を毎年配当する、それは保険料から差し引くという形において配当しております。簡易保険は、御承知のように最終配当、確定配当でございます。配当のやり方が違ひますので正確にこれを比べるということは無理でございますが、おおよその見当として見ますと、簡易保険の配当は、民間に比べまして、これは保険の種類、保険期間等によつて千差万別でありま。非常に大まかに申しまして、一割か二割方は分が悪いのではなからうかといふ見当をつけております。

○武部委員 この問題は、これから申し上げることに関係がござい。それで、これで少し時間をつとりたいと思ひますが、死差益あるいは費差益については民間とほとんど大差がない、このように理解できると思ひますが、これはそのとおり理解してよろしうござい。はい。

○竹下政府委員 はい。

○武部委員 死差益、費差益は民間と大差がないといふことになると、そこで正味保険料については配当金だ、こういうことになる。この中で私は最も注目すべきことは、この予定利率、これは現行四%ですね。この予定利率と實際上の運用利回りの差、いわゆる利差益が非常に問題だと思ひます。

そこで、利差益の源泉であるところの運用資産の利回り、この問題についてちよつと先ほど触れておられたようでありま。従来から見ると、確かに、少しづつではありますがこの数字は伸びておる、このことは理解がござい。先ほどのお答えによりま。六分五厘八毛で、これは民間が七分五厘六毛といふ答弁がござい。しかし、民間の七分五厘六毛といふ数字はいま非常に落ちた数字だといふことです。将来、この民間の七分五厘六毛といふ数字はなお高くなつていくのではないだらうかといふことが予想されます。これはおそらく郵政省もそう見ておるだらう

う。このところ一、二年どんだ下がつておりますが、これは上がつてくることはほぼ確実だろう、こういうふうに見られるのであります。

そこで問題になるのは、運用資産の運用範囲の問題にあるかと思ひます。先ほど郵政省の答弁によりますと、財投で長期低利、これが創業の精神からいって簡保の特色だということをおっしゃつて、今後この線でやりたい。——しかし、このままの形でいくならば、やっぱり相当な利差益の差が配当金の大きな金額になつてあらわれ、そのことによつて民間の保険と簡易保険との将来の伸びに非常に大きな影響を与えるのではないか、このことを実は憂えるのであります。運用範囲の問題ですが、三十六年ですか、電力債を除くと、運用の点については大体運用部資金と同一に認められたわけですね。そこで問題になりますのは、財政投融資計画に基づく運用しか行なえないとする現行制度そのものでは、融資利率は年大体平均六・五%、六分五厘にとどまらざるを得ないわけですね。そういったと、これは不動産や株式、社債、そういうものを対象とする有利運用に大きな制約がある、こういうことになります。さらに、余裕金については、運用部資金法によつて資金運用部へ預託が義務づけられておるわけですね。これは年額大体二千億くらいに回つておるのだらうと思ひます。預託金の年平均利回り率は約五%程度ですね。しかも余裕金は毎年増加の一途をたどつておる。こういうようなやり方で手かせ足かせの低い状態に押えられておる。これは運用範囲が非常に大きな問題だと思ひます。本来、生命保険資産の運用は、安全と確実性を原則にして、そのほか多様性のある預金利あるいは公共性が要請されるものであるということについては、その原則さえ守られれば、特に簡易保険だからといって民保以上に資産運用をことさらにきびしく要求される筋合いはないと思ひます。このことが非常に問題だと思ひます。先ほども同僚議員のほうからお話があつたのは、運用部資金のことについておそろしくいろいろなことをおっしゃつたか

たらうと思ひます。われわれが指摘したいのは、この管々として募集をし、集めてきたその金が、ただ単に財政投融資ということによって非常に低い金利で他に回されておる。余裕金についてはこのとおり、こういうことであつては、このことによつて将来の簡易保険事業というものに非常に大きな影響があるのじゃないか、これを抜本的に何かの方法で改正しない限り、民保と簡保との開きといひますか差といひますか、そうしたものもを解決することはできぬのではないだらうか。簡保の運用部資金が返つてくるまでの間には非常に長い苦しいあれがあつたことは私も承知しております。これが郵政省に返つてくる過程もよく承知しております。簡単に返つたものではない、また、返つてくることについては大きな制約もつけられました。それもよく承知しております。しかし、簡保は国営であつて、いふ非常に民間とも競合し、さらには外国の保険ともこれから太刀打ちしていかなければならぬ、こういうときには、たとへ時間がかかつてもこの問題を解決する以外に方法がないのではないだらうか、こういうふうには私は考えるのであります。

そこで、これは大臣にお伺いをし、大臣の見解をひとつ承りたいのであります。金九委員も指摘をしたように、本来、簡保の資金というものは任意の加入者の保険料を積み立てたものであるから、当然それ自体の目的のために使わなければならぬ、その資金を任意の加入者のために使わなければならぬ、こういう原則を立てなければならぬと私は思ひます。また、当然加入者が直接的に利益を受けるような方面に使つてもならぬけれども、このように思ひます。現実には財政投融資活動の重要性で、そちらのほうに回されておる、そうして加入者の直接的な利益とは切り離されておつて、きびしい制限をつけられておる、こういうことになるのです。

そこで、以上の点から私はこの問題について三つ、次のような見解を持つておるのであります。が、これについて、ひとつ大臣の見解をお伺いしたいのであります。

その一つは、まず余裕金を積み立て金同様に直接運用ができるようにすべきではないだらうか、これが第一です。第二は、運用範囲の拡大の問題であります。たとえば重要産業で発行される高利回りの社債、そういうものなどの保有率を高めるようにしたらどうだらうか、これが第二であります。第三は、運用計画については財政投融資より切り離して完全自主運用ができるようにする。この三つは、少なくとも原則として、将来郵政省としてこのような展望を持つて、非常に困難であらうけれども、この運用資金の運用について、この三つの点について郵政省は努力をすべきではないか。特に、大臣はそういう面で大蔵省との折衝もいろいろあらうと思ひますが、この三つの点について、もし一つでも解決することができて一歩でも前進するということになるならば、私は将来の簡保の発展のために非常に大きな役割りを果たすのではないだらうか、このように思ひますが、ひとつ大臣の見解を承りたいと思ひます。

○河本國務大臣 三点につきまして完全に実現するということとは、簡保が国営であるということ、それから過去の歴史、それから現状の運用状況、こういうような点から、あるいはなかなかむずかしいかも知れません。しかし、何ぶんにも民間の運用が約八%に回つており、簡保が、先ほどお話しのように、よほどうまくいって、六・五%である、こういうふうな差があり、しかも、保険の種類が非常に少なくて、金額も額が低く押えられておる、こういうことでは、第一線の諸君に、もつとやれ、こういうこともなかなか無理でございませう。そういう点を全部合わせて順次改善していかなければならぬことは当然でございしますが、とりあえずお話しのような運用利回りをものと向上させるということにつきましては私も賛成でございします。今後関係方面と折衝いたしまして、少しでもうまくいきますようにやつてみたい、かように考えます。

○武部委員 それからもう一点だけ、これは局長にお伺いいたしますが、新種保険が一つしか出な

かった。これから先の生命保険は死亡保障の強いものになるだらうということとは想像できるものであります。それは掛け捨て保険というふうなものが出てくる。そこで、養老保険ですが、私の聞くところでは、アメリカとかカナダとか、そういうところは養老保険というものがほとんど販売ができなくなつた、そして利率表から姿を消していきつた。さらに、こうしたアメリカとかカナダとかいう国では、団体保険とか短期の定期保険というもののへの移行が非常に著しい、こういうことを聞くのであります。将来の日本の生命保険はどうか、アメリカとかカナダでそういう具体的な現象が起きておる、こういうことを聞くわけですが、わが国の保険も養老保険から順次こういう形のものに移行していくのだらうか、私はしるうとすから、これはどんなものか、私はいふことをひとつお伺いしてみたいと思ひます。

○竹下政府委員 アメリカとかカナダにおきましては、お説のとおりでありまして、養老保険は売れませんでした。もっぱら終身保険を販売しております。終身保険、つまり貯蓄でございまして、万一の発完された場合の保障に重点を置いた保険が発完されてくると思ひます。また、最近新種保険ブームでございまして、出ております。新種保険を見ますと、そういう面を非常に強くうたつておるのでございしますが、わが国の場合は、完全にそれだけでいく、つまり保障だけでいくことにございまして、まだそこまですべてではないに思ひます。国民の側のニードを見ますと、やはり保障も大事だが貯金もほしいのだという気持ちに相当濃厚に残つておりますから、両方のことを考えながら商品をつくっていくということが必要ではなからうかと思ひます。

○武部委員 この郵政審議会の答申の九ページであります。特に、都市における生活の利便を図るため、都市センター、医療センター、幼稚園、保育所など加入者の新しい要望を積極的に取り入

れ、その実現を図ることが望ましい。こういう回答があります。私はこれは第一線の諸君から聞いたのですが、民間の保険会社は、会社に融資をする、その見返りとしてその会社の従業員を保険に入れる、こういうことをやっていると成績をあげておる、ところがわがほうは、たまたま運用資金の貸し付けがあつても、やれ下水道だ、学校だ、こういうところには確かにあるが、たまたま一本の立て札が立つて、これは簡易保険の運用資金で建てた学校でありますとか、あるいは下水道でありますとか、上水道でありますとか、あるいは下水が立つておる、ところが、現実にはそのものが直接にその会社なり個人なりというものに影響しない、こういうところから募集が非常にむずかしいのだ、もっと広い意味で貸し出しができぬものだらうかというように常に口にしておるのであります。しかし、それはなかなか困難で、むずかしいことでありますから一がいにできぬにしても、いま私が申し上げたような加入者サービスという点について、保険というものが身近なところ、保育所にもあるいは幼稚園にもこういう形のものに次から次と発展をしていくことが、現場の第一線に働く者にとっては非常にやりやすいのだということを言っておりますが、こういうものについての検討は今後おやりになるかどうか。さらに、その次に「住宅資金貸付など、加入者融資制度の創設についても考究する必要がある。」こういうことがこの答申の中に盛り込まれております。特に住宅問題は、私が申し上げるまでもなく非常に重要な問題であります。この二つについて非常に強い要望が加入者の中にあるわけですが、郵政省としてどうお考えであるか、お伺いしたい。

○竹下政府委員 加入者に対するサービスですが、先ほど来申し上げましたように、配当について若干歩が悪うございますので、それにかわるべきものといまして、簡易保険加入者のためのセンター、ホーム、診療所、最近では青少年向けのスポーツセンターを現在つくっておりますけれども、そういう面での加入者のための保養施設というものを今後とも拡充してまいりたい、その方向に変わらざるを得ない。

それともう一つは、加入者に対してお金を貸すことができないかというお話がございましたが、加入者に対する貸し付け制度というのを簡易保険は古くからやっております、還付金の範囲内で個人に対してお金を融資するというのをやっております、これはもう相当広範囲の人がこの制度を活用しております。

それからもう一つ、これは民間保険にないことでございますが、団体貸し付けという制度を開いております、団体に対して、これは還付金を少し上回りました金額、かなり高額な金額になるのですが、それを貸し付けるといったこと、これは民間保険が実はやろうと思つてもできないことではないので、そういう面について私どもは力を注いできておる次第でございます。

それから、お話がございました住宅建設資金を貸し付けたりとかいうことでございますが、これにつきましてもいろいろと検討をしておりますのでございませうけれども、やりたいところでございますが、実際これを実行するということになりましますと、いろいろむずかしい問題がございませう。一種の金貸し業でございますから、建設資金を貸した以上は、この債権を保全するために抵当権を設定しなければいけないということ、それから確実に償還をしなければいけないということ、また、貸し付け事務にいたしましても非常にむずかしい仕事でありまして、郵便局でもそういうことをやることはなかなかむずかしい面もございませう。いたしますので、趣旨は非常によろしく、やりたいところでございますけれども、そういう実行面においていろいろと困難な問題にぶつかっております、それ以上進捗してないところがございますが、なおこの問題につきましても、今後とも十分検討してまいりたいと思ひます。

○武部委員 それでは、新しい保険の問題ですが、今回一つだけはお出しになったわけですが、前回一つだけはお出しになった理由についていろいろお述べになりましたけれども、あの際のあの答弁では納得できぬわけでありまして、それはそれとして、九月からですかもう新しい保険はできつこないわけですが、問題は来年度です。出されました六つの中で今回一つおやりになったわけですが、来年度学資保険その他についてこれを検討をし、新しい保険として出す用意があるか、お出しになる決意があるか。学資保険その他について私の承知するところでは、学資保険ですか、もう一つ考えておられたようですね。それも準備ができるとかできぬとかでおやめになった。来年は一体どういうお考えを持っておられるのか、それをちょっとお伺いしたい。

○竹下政府委員 学資保険につきましては、諸般の事情で本年度の実施を見送りましたが、これは来年度において実施する、こういう含みでおります。それから、傷害保険と非常に性質が似ております。それから、疾病保険というのがございませうが、これはけがをするか病気をするかという違いだけでありまして、医者の治療を受けた入院したりするということとは非常に似ておる保険でございます。それから、傷害保険を実施に移して、これが軌道に乗つてうまくこの仕事ができるという自信を得ました上は疾病保険のほうに移るべきではないか、かように考えております。

○武部委員 それでは、最後に傷害特約について、二、三伺ひますが、この傷害特約は、言うまでもなくかけ捨てですから、普通の保険と違って貯蓄性が無いということになりますね。その場合には資金的にはどうなるんですか。

○竹下政府委員 御指摘のように、貯蓄性を考えておりませんから、入りました保険料もつてその年の支払いに充てる、大体収入収支がひとしくなるようにいろいろな統計から保険料を算出してあります。ですから、次年度以降に残る資金というものを考えておりません。

○武部委員 そうすると、大体収支ととんでこれははいく、ですから、初年度は大体貯蓄性はいま言ったようにないわけですね。ととんでいくというふうにお考えですか。

○竹下政府委員 そのとおりでございます。

○武部委員 非常に傷害率は不安定だと思つて、交通事故はほとんどふえて、去年よりも二十日も早く、何ですか、きのう死者が五千人もなったということですから、そういうこともあつて、不安定な中にどんどん増加しつつある、こういう状況ですから、資金的には非常に問題があると思ふのです。しかし、いまから予想はできないわけですから、結果を見て考えなければならぬ、こう思ふわけですからこれ以上申し上げません。

そこで、傷害特約ということになっているわけですが、特約というもののについてはずっと続けるつもりですか。

○竹下政府委員 この傷害保険につきましては、特約方式でいくかあるいは単独方式でいくか、二つの方法があると思ひます。私ども、両者につきまして十分検討いたしました結果、特約方式のほうが郵便局の仕事としてやりやすいということと、保険料が安くつくというように点を考えまして特約方式に踏み切つたわけでございますが、単独方式というものが絶対だめだというわけではございませう、将来この傷害保険に対する需要が非常に伸びるとか、そういう事情があり、また、仕事をやる側におきましてコンピュータをうまく使つてやれば事務費が安上がりになるとかいったような条件ができますならば、将来は単独ということも考えていいのではなからうかと思ひますが、手始めといましては、特約のほうを取つてやういふところから特約方式にしたわけでございます。

○武部委員 それでは、この傷害特約の掛け金は大体どのくらいを考えておるか、これをひとつお聞きしたい。

○竹下政府委員 最終的に決定したわけではございませんが、目下のところ、十萬円の保険金に対して月額二十円ぐらいではどうであらうかという

ところで検討を進めております。

○武部委員 民間では大体どういうことでしょうか。

○竹下政府委員 十万円に対して三十万円程度ではなからうかと思ひます。

○武部委員 終わります。

○岡田委員長代理 中井徳次郎君。

○中井委員 簡易生命保険関係の法案でございすが、一言だけ私はお尋ねをいたしたい。

どういふ関係でありますか、いろいろな政府の都合であるかもしれませんが、傷害保険の金額は、一般の簡易保険の契約をしております人の金額の総計を上回ってはいけません。たとえば二十万円の生命保険に入っていますと傷害保険の額は二十万円以下である、これがどうも私にはよくわかりません。はつきり言いますと、あまり非現実的でないか。今日、自動車事故などございまして、その保険ということになると、たいてい二百万円とか百万円とかいふことであります。掛け金も、傷害保険でありますから、もとより傷害がなければ返すというふうなものじゃなくて掛け捨てでございまして、したがって金額も非常に小さいわけですから、百円とか二百円とか、そういうことでございまして、それがたとえ二十万円の保険を掛けている人が百万円申し込んで二百万円申し込んで、それは認めるべきではないかと、本保険といふものに私には考えがたい。それが、本保険といふものに、そういうものの関連にあたりかねて、非常にけつこうな考案であつたが、国民の側から見れば何かだまされたような感じがする。皆さんが計画なさるときに、その辺のところをおそらくいろいろ議論をなすつたと思うのですが、どういふことでそんなことになったのであるか、私、率直に政府の見解を伺つておきたいと思ひます。

○竹下政府委員 ただいま御指摘の点につきまして、私も十分検討いたしましたのでございまして、その結果、やはり特約方式ということにいたしましたわけですが、それはどういふことか

と申しますと、特約方式は、もう御存じのよう

に、百万円の生命保険に入つた人について百万円の傷害特約をつけるというわけでございます。したがひまして、二百万円の傷害保険がほしい人は、二百万円の生命保険に入つていただくか

なくては行けない、これが特約制度の特色といひますけれども、反面、御指摘がございまして、二百万円の傷害保険に入るためにその前に二百万円の生命保険に入らなくては行けない、つまり、保険を抱き合せて買わなくては行けないといふ点は、確かにちよつとぎくしゃくするところはあるかと思ひます。しかし、かりに傷害保険

に対するニードだけを私どもが取り入れて、そういう方向で動くといひますと、これは早い話で、十万円の生命保険に入りまして二百万円の傷害特約をつけてもいいじゃないかといふことになると思ひます。あるいは、さらに話が少し飛躍をいたしました、生命保険と縁を切りまして、むしろ単独にしまして、特約制度でなくして、むしろ傷害保険だけを単独に発売したらいいじゃないか、こういうことに話が進展してくるだらうと思ひます。かりにそうなりまして、十万円の生命保険で二百万円の傷害特約、あるいは百五十万の傷害特約という制度の道を開きますと、これは大抵の人が十万円の生命保険で二百万円あるいは五十万円の傷害特約というその契約に殺到してくると思ひます。それも、先ほど申しましたように、十万円について二十円という低廉な保険料でやつておりますと、年齢的に見まして、あるいは職業という点から見まして、非常に傷害の発生可能性の強い年齢層の人あるいは職業の人が殺到してくるということになると思ひます。そういうことは、私どもが特約方式で考えております予定の線をうんとはずれるわけではございまして、かりにそういう方式をとりますと、これは保険の上におきます逆選択という現象が起きてくるわけではございまして、保険経営の上で行き詰まりがくる、収入に対して支払いがう

んどかきままして収支のバランスがくずれ、このういふことになりまして、特約方式をくずさなければ行けない、そうなりまして、場合には、むしろいっそのこと単独方式にやるべきではなからうかという結論になりますので、この際は、単独方式でやる方法ももちろんございしますが、初めて手がけるやつかい保険でありますので、当然特約方式といふ、郵便局として取り組みやすい、また加入者の方々も理解がつきやすい——と申しますことは、生命保険と一心同体になりますから御理解がいきやすいと思ひますが、まず手始めとしてやりやすい保険をやつたらどうか、こういう趣旨で特約方式を採用しよう、こういうことになりましたわけでございます。

○中井委員 いまのお話を伺いますと、そうしますと、将来は特約をはずして単独でやるというお気持ちはおありですか。それがあればなら、いつごろからそれを始められるか、ちよつとその点伺つておきたい。

○竹下政府委員 これは、まず特約方式のものを始めまして、軌道に乗せまして、その上で利用者の方々の保険に対する需要動向等をもう少し当たりまして、そしてきめたい、そのためには二、三年くらいこの特約方式の成り行きを見る必要があるのではないかと、かように考えています。

○中井委員 特約方式を二、三年続けるとしましても、その途中において、簡易生命保険は五十万円、傷害保険は百万円、二百万円、ちよつともかまわぬと私は思ふのです。それからあと、まあ保険が十万円月で二十円ですか、一年二百四十円、百万円ならば二千四百円、二百万円なら四千八百円、こういうことでありまして、それは万が一赤字になったときには、額としてはふえるかもしれぬけれども、危険の率というものは同じです。それから、今度の改正案によれば、十八条が何かで、そういう保険料率を改めるときには今度は政令でやるのでしよう。それは途中で政令を改めたらいいいわけであつて、そういう問題についてあなた方が石橋をたたくのはいいけれども、たたい

少ししか歩かぬというふうなことでは——私はあなたの方の思ひつきは非常にけつこうだと思ふのです。とにかく傷害保険に入り込むというのは非常にすばらしいことであるから、私は国会議員の一人として応援をしたい。その場合に、そういういふことでは行けない。なぜもつと、倍までいふとか二百万円までいふとかいふ形のものをつくらないのか。今日、傷害が起つたときにそんなわずかな金は役に立ちませんからね。このごろ裁判官とか何かになつております自動車事故や何かでは千円をこえるよう損害賠償判決なども続々出ておる今日でありますし、それからまた、二十円などというところになりますと、百万円、二百万円など、そのくらの負担力は家庭の主婦でも何でも持つておると私は思ひますので、その点は思い切つてそのワケをはずしたらどうかといふふうに考えるわけでは、私、民間の保険会社あたりから、そういうものは非常に困る、民営圧迫であるといふふうな声が出たので、あなたの方のほうで、それなら少し遠慮をしておこうか、少し実績を見てからやろうかといふふうになつたのではないかと勘ぐつておつたわけですが、その辺の動きはどうでございませうか。大蔵省との関係はどうでございませうか、伺つておきます。

○竹下政府委員 傷害保険を単独方式でやることとしまして、これは完全に損害保険でございまして、かりに簡易保険のほうでそういう方向に動くといひますと、相当抵抗の強いものが出てくるということとは予想されます。しかし、私どもはそういうことを全然考えないわけではないのでございまして、先ほど申し上げましたように、どちらがやりやすいかということ、それからまた、単独方式でいきますと需要の動向の把握が非常にむずかしい、どれだけ売れるものか、非常に膨大な需要が出るのか、案に相違してさほどでもないのか、そのほうの見きわめがたいへんむずかしいわけでは、特約方式でいきますと、その点、毎年販売しております簡易生命保険の発売状況と

いうものはよくわかっておりますし、そのうちの何割程度は傷害特約がつくだろうという需要の予測がつく、それに対してあの手の準備が進められるわけでございまして、そういうこともからみまして保険料も安上がりになる、こういう両者の経済的な比較、そういったものも十分突き詰めて特約方式に踏み切った次第でございます。

○中井委員 私、いまあなたが答弁なさっておりますことを、それがよくないなんて言っているのじゃないので、さらに前進をする案を立てたのか立てなかったのか、そうして、どうしていまのようになつたのか、それから、さらにまた特約制度にしても、生命保険の契約金額以上に加入者に向かつては傷害保険をかけることができるようになぜしなかったのか、その辺のところ、それからさらに、一年やってみて成績がよければこれをうんと拡大する考えはあるのか。私は、十万円で月二十円というなら、これは宣伝次第でほとんどの加入者は入るのじゃないかというふうな考え方を非常に積極的に持っておるわけです。そういう面から見て、あなた二、三年と言われたが、もっと積極的に、一年やってみて、いいならやる。それからもう一つ、いまあなたの先ほどの説明の中に、事業の内容によりまして、たとえば自動車の運転手さんとか、いろいろな内容によりまして非常に食われる心配があるというふうなことがございましたが、そういう加入者の業種といますか、働いておる内容によりましてその金額を変えるような意思は将来あるのかないのか。これは火災保険なんか全部そういうものはありますから、つけて当然だと思ふのですが、いまのように、特殊で十万円とか二十万円とかいってやるから一律というのでしょけれども、そんなものは非常に煩瑣のように思ふけれども決して煩瑣ではない。そんなものは業種の一覧表があつて、それによつて二十円のもの、三十円、四十円と一回取つたら毎月取りに行くのですから非常に簡単で、むずかしいことでも何でもないと思うので

す。そういうことでありますから、どうか、積極的にぜひこれをやってみてほしいと私は思ふので、あなたの方の見込みというのか、腹組みを聞いておきたいと思ふのです。

○竹下政府委員 かりに単独方式あるいはそれに近い方式でやるといいます場合には、いま御指摘がありましたように、十万円に比べて二十円の均一料金ということにはどうもいきりません。これはおっしゃいますように、職業によりまして保険料を三種類ないし五種類くらいに分けて保険料に格差をつけるという、そういう方式が必要になるうかと思ひます。

参考民間の単独方式の傷害保険をながめてみますと、職業によつて保険料を五段階に分けて、一般の人たちの保険料に対して、危険な職業に従事する人の最高のもは四倍くらいの高額な保険料になつておる、職業の危険の度合いに応じて保険料に格差をつけておる、こういう方式は、必ずそういう方式を採用しなければ保険として成り立つかないと思ひますので、近い将来において単独方式をやります場合には、これは当然そういう方法でいくべきだと考えますし、そのほうの研究も進めてまいりたいと思ひます。

○中井委員 民間業者からのこの問題に対する意見なり何なり何かあつたのでございませうか、さつき尋ねましたが。

○竹下政府委員 昨年の秋ごろ、これは私どもとしまして傷害保険を実施するための予算要求をする時期でありましたが、予算要求をしました時期に相前後しまして、生命保険及び損害保険の協会の代表の方が省に見えられまして、簡易保険が傷害保険の分野に出るといふことは民業の圧迫につながる、やめてほしいという反対の意見を申し上げられたことがございします。

○中井委員 この特殊保険といふのは、一般の生命保険と勘定は全然別でございませう。たとえば、赤字になつたら一般の生命保険から穴埋めするといふようなことはないのでしょ。その辺……。

○竹下政府委員 そのとおりでございます。

○中井委員 それならば、一、二年たつて皆さんがおなれになれば、自信がおつきになれば、別に特殊保険にしても独立してもいいわけですね。それから、いまあなたから説明のあつたように、五種類ですか、さらにそれは地域の制約もあると思ふのですが、保険料金なんかもたくさん種類をつくりまして、それは最初の決定のときの審査の過程において問題になるだけであつて、一たび決定されればそれでずっといくわけですから、郵便局の集金人その他にはちつとも関係ありませんから、これは強く要望しておきます。今日、郵政局ほど手足が十分にあるものはないわけですし、これは大衆のためにも、今日、自動車の災害がここの一月からこれまでに五千人を突破したというふうなたいへんな時期に、私はもっとも積極的におやりになるように強く要望しておきます。

私の質問はこれで終わります。

○亀岡委員長代理 田代文久君。

○田代委員 いま郵政省が保険の実績をあげるといふ意図のもとに非常に奨励をされておるようなことが方々で起きて、そのために弊害が出ていることを私も知っております。

一例を申し上げますと、名古屋の郵政局で保険金目当の殺人未遂事件が起こつております。この事件を郵政省は知つておられるかどうか、そういう報告を受けておられるかどうか、そしてまた、それに対してどういう措置をとつておられるかという点をまずお伺いいたします。

○竹下政府委員 名古屋におきまして保険金詐欺を目当てとした殺人未遂事件が起きたのであります。これは当初民間保険の保険金であるう、こういうことで当局が調べておりましたところ、その中にやはり簡易保険も入つておつた、それもかなり高額な簡易保険が入つておつたといふ報告がございましたので、私どもは名古屋にいらるいと連絡をいたしまして、この契約はどうか感心しない、社会性に反する点が相当大きいとい

うこともございますので、契約者のほうへ郵便局の代表者を出向かせまして、この契約はひとつ消滅をするように、そういう方向で処理をいたさせております。

〔亀岡委員長代理退席、委員長着席〕

○田代委員 その原因、こういう事件が起こつた原因はどこにあるかというふうには政府は分析されておりますか。

○竹下政府委員 私のほうの監警局で十分調査をいたしましたところ、この簡易保険の契約につきましては、この殺人事件には全然関係がない、郵便局の主事がこの契約の担当になつておるので、犯罪とは全然関係がない、ただ、私のほうで問題にしておりますことは、社会性が強いといふこと、この法律でござまつております百五十万円という限度額を相当超過しておるものですか、先ほど申しましたように、この契約はこれ以上継続しないようにいたしまして、もう一種の示談をいたしまして、それで処理をいたしております。

○田代委員 この殺人事件に直接関係ないといふのはわかり切つておることなんです。つまり、そういう超過契約がどのように異常にまで、何千万円に達するまでの超過契約が起されて、それがこういう事態になつた原因はどこにあるかといふことなんです。私たちとしては、これは明らかに不当に、とにかく政府は実績をあげるために奨励をやつておるんじゃないかといふことが聞きたいわけなんです。どうですか、その点は。

○竹下政府委員 超過契約は事業の運営上決して好ましいことではございませんので、平素からそういうことのないように指導いたしております。また、目標がきついかからではないかといふお話でございますが、年間目標ですから、やはりその目標をこなすにつきましては現場において相当苦勞があることは事実でございしますが、そういう超過契約を取つてまで、そういうことまでしなければ目標が達成できないかといふと、これは全国の実情をながめてみましても決してそういうこ

とはございません。正常なる募集活動が続けることによつて十分目標の達成ができるわけでございまして、超過契約を取つたのは、目標を達成するために、追い込まれて現場でやむを得ずやったんだのではないかとすることは万々ない、かように考えております。

○田代委員 そうしますと、これは名古屋で起きているわけですが、この超過契約を奨励したという事実は全然ありませんか。

○竹下政府委員 全然ございません。

○田代委員 ございませんとおっしゃいますけれども、実際の事件が起つたときに名古屋の郵政局長と組合とでやつた中で、これは事実実績をあげるためにという、そういうことを局長は認めておるのですよ。そうして、今後こういうことが発生しないようにしなければならぬ、これは当然のことなんですね。それに對して、これは私も実は事件が重大なもので調査に行きました。そして、こういう事件に對して、今後超過契約はしないようにするのは当然のことであり、それから、現実には起つたことについてはやはりそういう指導がなされてゐるのではないかと、いふことについては、とにかく実績をあげて、いまおっしゃつた目標達成のための督促が行なわれてゐることは事実なんですね。ですから、そういうことが現実には客觀的に起つて、これを實際に押える方法、チェックする方法がなければならぬ。ですから私は、名古屋のこの郵便局の關係した局長に、そういうことをなせチェックできないのかと言つたら、なかなかできませんと言ひます。事実、これはできませんか。超過契約をしてはならぬというところになつてゐる。それをする、それをチェックできない。それはできませんか、できますか。

○竹下政府委員 チェックする方法ですが、申し込み書が来ますから、それを見まして、局で保管してあります従来その人が加入しております契約の記号番号を洗いまして、いわゆる名寄せをいたしまして、これが超過契約になるかならないかを一々調べればチェックする方法があるわけでござ

います。が、何ぶんにも日常の受付件数が多いのと、自局で保管しております参考書類が相当分厚いものでございまして、全部の契約について一つ一つこれを對照することは、時間的にもロードの上からいまして、たいへんむずかしいというのが実情でございまして。

それから、先ほどの超過契約のことですが、超過契約をむしらすめておるといふことばですが、そういうことは全然ございません。かりにときたま起りますことは、御承知かと思ひますが、簡易保険は一人で幾契約にも入る、つまり追加の形で入る場合が相当あるわけでありまして、新しくまた一本入るといふようなことはざらにあるわけでありまして、これを名寄せをしてみますと、うっかりして、やれ十万円、あるいは場合によりましてはやれ五十万円限度額をこしておつたということとは間々あることでございまして、感心したことではございせんが、ときたま出ることがございせんが、名古屋のような非常な高額の超過契約ということになりますと、これはレナークースでございまして。

○田代委員 そうしますと、名古屋における異常な、何千万円に達するような超過契約が現実においては起きているということですね。あなたのいまの説明によりますと、これは完全にチェックはできない、それかといつて野放しというわけでもないということなんですね。これは實際においてチェックできなければ、百五十万円から百五十万円の限度をきめておることも意味がなくなるでしよう。事実、そういうことからかういふことになつておるわけですね。しかも、名古屋の場合においては何千万円という異常なものが起きている。そうすると、これは結局、私は郵政局の指導なり責任なりを明らかにしなければならぬと思ひます。これに對して、本省としては名古屋の当局に對してどのように処置をされたのか。私が現地の名古屋に行きましたところ、むしろ反対に労働者が責められておるのですね。事実です。一方においては、もう少しともかく、年目標を達成する、なぜやらないかということをおあり

ながら、事件が起つたら、君たちはこういうことをするのはけしからぬではないかというように、そういうべらぼうなことをやつてゐる、ここに私は問題があると思ひます。しかも、こういう異常なことが起きているということに對しては、結局、私は政府なり当局が責任をとらなければならぬと思ひます。じゃ、とにかくどういふ責任をとり、また、その後において名古屋に對してどういふ指導をされたか。

○竹下政府委員 何千万円というお話でしたが、それでございまして、五口でもって七百五十万円の契約になつております。

あとの処置につきましては、先ほど来申し上げておりますように、もちろんこれはチェックをするためです。それから、チェックをしないさい、全部についてできなければ、抽出でもいいからチェックをしないさい、それから、そういうチェックを大事ですが、当務者が、セルスマンが契約を取る、あるいは、それを受けて内務の処理をする内勤の人たちがその超過契約のことについて十分認識を持つことが大事でございまして、その面について一段と今後気をつけるように警告を發したわけでございます。

それから、契約そのものにつきましては、先ほど来申し上げたとおりの方向で処置を進めております。

○田代委員 そうしますと、實際の当局、郵政局長なり保険部長なり、そういう責任者に對しては、まあ、とにかく今後こういうことのないように以後注意しなさいよということをおつたというところでおさまつておるわけですね。

○竹下政府委員 地方の郵政局の保険部長を集めて、たまたまこの事件も出たものですから、超過契約問題については嚴重に警告をいたしまして、以前、簡易保険の限度額が非常に低いところ、民間保険の限度額に比べましてものすごく低位に押えられておりましたところ、これは終戦直後でございますが、超過契約という事例はかなり多かつたわけでございまして。しかし、今日百五十万円であ

り、近い将来においてすぐにも二百万円になつておる今日、限度額というものはもう十分でございまして、これを破るということは、逆に経営をあぶなくする、経営上危険であるというふうにも考えますので、超過契約問題については、今後十分警鐘を打ちますし、そういう方向で指導してまいりたいと思ひます。

○田代委員 警鐘が鳴るそうですが、しかし、警鐘を鳴らすだけではこれは實際において困ると思ひます。もう少しはつきりさしてもらいたいと思ひます。

これとは違ひますけれども、實際において、そういう不当な募集なり実績をあげるということとは他の面にもあらわれてゐるので質問いたしますが、保険募集の手段として海外旅行会を組織しておるといふ問題があります。ここにリーフレットがあるのですが、簡易保険海外旅行会というやつを出しておるのです。これは御存じだと思ひますが、これによりまして、簡易保険海外旅行会がその事務局を郵政局の保険課の中に置いておるといふことなんですね。そうすると、この組織は任意につくられたものと考へるのですが、これはどういふことなんですか。

○竹下政府委員 最近、海外旅行をやりたいという同好の士が集まりまして、地元の郵便局とよりより話をいたしまして養老保険に入る、しかも団体で入るといふやり方が流行しております。それに対して、趣旨もたいへんけっこうなことでございますので、地元の郵政局、郵便局ではできるだけの事務的な御援助をして差し上げておるといふのが実情でございまして、そういう意味で、事務局という大げさなものではなからうと思ひますが、世話役はいるんじゃないかならうか、しかし、實際の海外旅行団体の運営は、団体御自身がいろいろな会則であるとか規約みたいなものをつくりまして、保険料を徴収するとかいったようなことを自律的におやりになつておるといふのが實際でございまして。

○田代委員 事務局の中に局というものがあるかないか、それらしいようなものがあるかもしれないというふうな言ひやうなことを言っておられますが、事実これは局にあるんですよ。一人おつても十人おつても、明確にとかく政府の機関の中に、郵政局の中にそういうものがあるというところは現実でしょう。ぼやっとしておるとかなんとかというんじゃないんですよ。それはどうなんですか。しかも、これに対して募集に当たっているのは一体だれですか。こういうことは大体許されますか。

○竹下政府委員 事務局というほどの大げさなものではないと思いますが、職員の一人もしくは数人の場合があるかと思いますが、世話役の形であるわけではございまして、趣旨はたいへんけつこうであるし、業績の伸びにもこれは役に立つというところとございまして、できればそういう団体が今後ますます盛んになってくるというところは望ましいことであるので、できるだけのことをして差し上げていくということだと思います。(賛成と呼ぶ者あり)

○田代委員 これは自民党の諸君は賛成されるかもしれませんが、おかしいんですよ。これは大体この約款の五十三条の団体取り扱いについての脱法行為じゃないですか。とにかく任意にできたこれに対して、実際の郵政省の職員が参加して募集をいろいろやるわけでしょう。これは違法じゃないですか。郵政省自体がみずからこれは非常に好ましいことであるから趣旨に賛成してやっておりますとかいうんだけれども、実際においては、実績をあげるためにこれは指導的にやられておるんでしょ、あなたたちのほうからどんどんこれをやってふやせということ。

○竹下政府委員 たまたま海外旅行団体のことが例にあげられましたが、実は、加入者で払い込み団体を組織してやっておる例は、これはもう数え切れないくらい多いのであります。広島郵政局に私がおつたことがございますが、加入総数の約半数

強は団体を組織しておるのです。これはもう決して珍しいことでなくして、非常にありふれたことであるし、郵便局の手間も省けるという利点もございまして、私のほうでは、簡易保険としてはそのことをむしろ奨励しておるということでありまして、海外旅行団体の扱いとは全然別のことをやっているわけではございまして、それと同じようなことをそれに準じてやっております、そうして集金であるとか実際の会の活動は、先ほども申し上げましたように、あくまでもその団体を組織しておられる方々が代表者をつくるとか集金人を選んでその人に依頼をするとか、自律的にきちんとしておつてやってやられる、それに対して郵便局側でできるだけのことをお世話申し上げるということとでございまして、別に海外旅行団体特有のことではないわけではございまして。

○田代委員 そうすると、いわゆる事務局でないとかおっしゃっていただけでも、そういうのは一体だれが受け持っていますか。

○竹下政府委員 郵便局の保険課の課員だろうと思います。

○田代委員 郵便局の保険課の課員ならば、結局、これは郵便局の局員でしょう。そういうことでしょう。そうすると、大体この会員のの中には、規約で会長あるいは幹事を選んだりあるいは懇談会を開くようになっておるのですけれども、これに参加している人が、会長を選んだとか、その名前も知らなければ、規則にある幹事や懇談会など開かれたということも全然知らないというふうな有名無実な形でほとんど進んでいるということなんでしょう。これは全くおかしいですよ、こういうことを局自身がやるというふうなことは、そしてまた、そういう形で集めてきた金を——これはとにかく一日で全部集まるわけじゃないと思うのですが、この金は大体だれが保管しておるのですか。

○竹下政府委員 ただいまのお話ですと、加入者の人がこの海外旅行団体について承知しておられないというふうなお話でございましたけれども、

そういうことは全然考えられないわけでありまして、これは郵便局が保険の契約の募集をいたしますときにそこにございますようなリーフレットを見せ、海外旅行の趣旨、そのための方便として簡易保険に入るという趣旨をよく説明いたしまして、納得づくでお入りいただいております、こういうわけではございまして。

○田代委員 金はだれが保管しておるのですか。

○竹下政府委員 それはもちろん加入者の会員の人が払うわけですが、その集金のやり方は、先ほど申しましたように団体組織ができておるわけですから、団体の代表者が一括してこれを集金いたしましたしまして、それを郵便局側に御持参をいたしまして、それを保険料として郵便局側に収納をする、こういう方式になっております。

○田代委員 集金した金が全部集まるまで保険課長もしくは代理が保管しておるということをお願いしているのですが、その点はどうか。そうして、その保険金があるために、流用とか不正とかというふうなことが実際に起つておると聞いておるのですが、ほんとうに保険課で保管しておるのかおられないのか、その点をひとつはっきりしてください。これは保険課長なりあるいは代理人がこれを保管しておるということなんです、その点を御答弁願います。

○竹下政府委員 郵便局のたまたまの実際の取り扱ひの詳細につきましては私は存じませんが、団体組織をしておりますので、団体の全員の保険料が集まるまで、ごく短時間保管をするということは考えられます。もちろん保険課長あるいは主事といった責任のある者がごく短時間——一時、収納の手続をしないでごく短時間預かるということは、これは予想はつくわけではございまして。

○田代委員 短時間短時間とおっしゃいますけれども、大体これはおかしいじゃないですか。二日であらうと三日であらうと十日であらうと、保険課長なり代理がこういう金を保管するということが大体許されますか。こういうところにいるいろの不正が起るのではないですか。それをどう考

えられますか。

○竹下政府委員 ごく短時間であっても保管するということは望ましいことではありませんから、極力成規の納入の手続をとるべきでございまして、ただ、先ほど申しましたように、ごく短時間、責任のある者が、しかも保管場所は局内の金庫というしつかりしたものに責任を持って預かるというしつは、日常の仕事の中にはあるいはあることだと思います。

○田代委員 短時間とかなんとかがおっしゃるけれども、これはそういう時間の問題じゃないですよ。あなたがそういうふうに答弁が非常にたまたしておかしいのは、本質的に矛盾があるからですよ。長時間であらうと短時間であらうと、とにかく一秒であつたらいいとか三秒であつたらいいとか、そんなばかげたことはあり得ない。本質的にどういう性質の金——大体そういう性質の金をだれが保管すべきか、郵政当局が保管すべき金かどうか、そういう責任を持たねばならぬのかどうか、そういう性格を持っている金だから聞いておるのです。それでは答弁にならぬですよ。

時間がたつたから次に移りますが、三月二十四日に郵政省から全通労働組合に提出された長期合理化計画というのがあります。これによりまして、第一に長期合理化計画は昭和四十八年末までとなつておるようですが、郵便の自動化による機械の配分、窓口の自動化など、大体四十八年末に一応計画されておるようでありまして、この合理化計画は実際の期間をいつまでと計画しておられるか、その期間をお聞かせ願いたいと思います。

○竹下政府委員 お尋ねの郵便とか貯金の機械化について、機械化が終了する時期はいつかといったようなお尋ねのようではございますが、本日、郵務局長、貯金局長は参っておりますので答弁はできかねます。

保険につきましては長期合理化計画を進めておるのですが、大体五十年ごろの目標でございまして、全国の地方保険局の契約事務の機械化の完了は目下のところ五十年、これを予定いたしております。

ます。

○田代委員 そうすると、この計画によりますと、大体一万四千九百三十人の人員削減が計画されておりますが、これは自然退職とかあるいは勧奨退職、そういう形でなされるわけですか。

○清呂木政府委員 ただいまの御質問によりますと、郵便、貯金、保険、郵政事業全体にわたっての御質問のようでございますが、ただいまそれぞれ所管の局長がおりませんので、その答弁は保留させていただきますと思います。

○田代委員 これは郵便事業、それから貯金、保険全部です。ですから、かりに保険なら保険だけを見ますと、これはどういう形で処理されますか。

○清呂木政府委員 実はその問題は、たぶん前に全通本部との間においていろいろ問題がございまして、郵政省の案として全通本部のほうにお示しして、いまお互いに検討中の問題でございまして、たまたまいま一万何百という数字があらわれまして、これまた今後いろいろ機械化を行なっていく過程をすれば、こういう条件のもとに、こういうことをすれば、こういう減員があるとか、そういう問題が今後お互いに議論していくためのほんとうの素案でございまして、省として確定したものでございせんので本席において確定申し上げることができないわけでございまして、その点御了承願いたいと思います。

○田代委員 とにかく、郵政省自身がみずから出した案じゃありませんか。それが労働組合なんかの折衝の中において変更されることはありますよ。しかし、省としては、政府としてはこういう理由によってこうなんだからこうなっておる、そのことから一万数千人、こうなるわけですよ。ですから、その結論がどうかとかということではなくて、こういうことを出している根拠は何なのか、また、それをどういう形でやるのか、こういうことを聞いておるわけです。結論についてわれわれがこれ言っているわけじゃないのです。なお、これだけでなく、自動化による電通

の事業の合理化、これで約二万九千人、それから日曜配達廃止というふうなことで約五千人、これらを合わせますと大体五万人くらい的人员がとにかく余るという政府の計算になるのですが、大体五万人の合理化が将来行なわれる、そういうつもりでおられるかどうか、これをひとつ御答弁願いたい。

○清呂木政府委員 先ほど申し上げましたように、ただいま全通本部との間でいろいろ事業の合理化を進めていく問題について話し合っている最中でございます。その考え方の一つの案として事務当局でいろいろの面から計算を一応してみた数字だと思っております。したがって、今後いろいろものを検討した上で、正式には郵政省の案というものはまだその先になってから確定されるものと思っております。したがって、一応それぞれの事務当局におきましていろいろ計算をしてみました一つの仮定の数字というふうにお含み願いたいと思っております。

○田代委員 時間をせき立てられますからやめますが、保険局にEDPSを導入してメイン・サブ・システムを採用し、現在ある七つの保険局を二つのメイン局と五つのサブ局に分けるという基本方針が昨年の二月、保険局の局会議で決定されておる。これは「展望」にちゃんと書いてありますね。また、全国二十八の貯金局を同様に四つか五つに統廃合する、このことは当該地方自治体が反対決議を行なっておることから見ても明らかなんです。この統廃合される保険局、貯金局というのとはどこを考えておられるか、また、この統合によって労働者の配置転換はされるのかどうか、そういう点をひとつお聞きしたいと思います。

○清呂木政府委員 ただいまの御質問も、先ほど私が御説明いたしましたように、現在全通本部との間でいろいろ議論をしている過程でございまして。しかも、その中には地方貯金局を幾つ統合するとか、そういうものは出ていないはずでございます。また、省としても現在二十八ある地方貯金

局を幾つに統合するかということはきめておりません。これはいろいろ機械化をしていくその過程においてどのように統合したらいいかということを検討することになっておりまして、具体的な計画をまだ省として正式にはきめてございません。

○田代委員 具体的にはきめていないというお話ですけれども、少なくともこういう計画を出すことについては、およそこれくらいの局は統廃合するんだ、幾つにするんだ、こういう腹案なるものはありはしませんか。全然ないのですか。

○清呂木政府委員 もちろん、機械化を考えていく上においては、どの程度の機構が一番合理的であるかというところはいろいろ検討しております。したがって、いろいろの検討の案が事務的に出たことは事実でございまして、いま省としてこうだと申し上げるほどの段階に至っていない、こういうことでございまして。したがって、いろいろ討議している過程においては、いろいろの数字が出たことは事実でございまして。しかし、ただいま申し上げましたように、省としてどのようにならうといった具体的な計画はいま持ち合わせておらないのが実情であります。

○田代委員 終わります。

○井原委員長 次回は明八日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十六分散会





昭和四十四年五月十五日印刷

昭和四十四年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局